

# JIS

## 往復動内燃機関—排気排出物測定— 第6部：試験報告

JIS B 8008-6 : 2000

(ISO/DIS 8178-6 : 1995)

(JICEF/JSA)

(2006 確認)

平成 12 年 11 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

## まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、日本内燃機関連合会(JICEF)/財団法人日本規格協会(JSA)から工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が制定した日本工業規格である。

作成に当たって、対応する国際規格との関係を考慮し、全体を8部による構成とし、第6部ではガス状排出物及び粒子状排出物の試験報告について規定した。

JIS B 8008-6には、次に示す附属書がある。

附属書(参考) 排気排出物測定試験報告用紙

- 排気排出物測定試験報告用紙1：一般情報
- 排気排出物測定試験報告用紙2-1：試験機関情報
- 排気排出物測定試験報告用紙2-2：エンジンファミリ情報
- 排気排出物測定試験報告用紙2-3：エンジングループ情報
- 排気排出物測定試験報告用紙3：大気条件及び機関試験データ
- 排気排出物測定試験報告用紙4：ガス状排出物データ
- 排気排出物測定試験報告用紙5：粒子状物質及び排気煙排出物データ
- 排気排出物測定試験報告用紙6-1：試験室情報
- 排気排出物測定試験報告用紙6-2：試験室情報 温度、圧力及び湿度
- 排気排出物測定試験報告用紙7：燃料性状

JIS B 8008は、次の部によって構成される。

- 第1部：ガス状排出物及び粒子状排出物の台上測定
- 第2部：ガス状排出物及び粒子状排出物の現地測定
- 第3部：定常状態における排気煙濃度の定義及び測定
- 第4部：各種用途の試験サイクル
- 第5部：試験燃料
- 第6部：試験報告
- 第7部：エンジンファミリの定義及び決定方法
- 第8部：エンジングループの定義及び決定方法

---

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 12. 11. 20

官 報 公 示：平成 12. 11. 20

原 案 作 成 者：日本内燃機関連合会(〒105-0004 東京都港区新橋1-11-5 吉野ビル4階 TEL 03-3574-7882)

財団法人 日本規格協会(〒107-8440 東京都港区赤坂4-1-24 TEL 03-5770-1573)

審 議 部 会：日本工業標準調査会一般機械部会(部会長 岡村 弘之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は工業技術院標準部標準業務課 産業基盤標準化推進室[〒100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511(代表)]にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	2
3. 定義	2
4. 記号	3
4.1 一般記号	3
4.2 化学組成の記号	3
5. 排出物試験報告	3
5.1 一般情報	3
5.2 機関情報	3
5.3 大気条件及び機関試験データ	4
5.4 ガス状排出物データ	4
5.5 粒子状物質及び排気煙排出物データ	4
5.6 試験室情報	4
5.7 燃料性状	4
附属書(参考) 排気排出物測定試験報告用紙	5
— 排気排出物測定試験報告用紙1：一般情報	5
— 排気排出物測定試験報告用紙2-1：試験機関情報	6
— 排気排出物測定試験報告用紙2-2：エンジンファミリ情報	7
— 排気排出物測定試験報告用紙2-3：エンジングループ情報	8
— 排気排出物測定試験報告用紙3：大気条件及び機関試験データ	9
— 排気排出物測定試験報告用紙4：ガス状排出物データ	10
— 排気排出物測定試験報告用紙5：粒子状物質及び排気煙排出物データ	11
— 排気排出物測定試験報告用紙6-1：試験室情報	12
— 排気排出物測定試験報告用紙6-2：試験室情報 温度、圧力及び湿度	13
— 排気排出物測定試験報告用紙7：燃料性状	14
解説	15



往復動内燃機関—排気排出物測定—  
第6部：試験報告

B 8008-6 : 2000

(ISO/DIS 8178-6 : 1995)

Reciprocating internal combustion engines—Exhaust emission measurement—  
Part 6 : Test report

**序文** この規格は、1995年にISO/DISとして発行されたISO/DIS 8178-6, Reciprocating internal combustion engines—Exhaust emission measurement—Part 6 : Test reportを翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある“参考”は、原国際規格にはない事項である。

**1. 適用範囲** この規格は、本来路上での使用のために設計された自動車用機関を除いた、移動式、可搬式及び定置式の往復動内燃機関[この規格では、総称してオフロード機関(off-road engines)とする。]からの排気排出物測定結果を報告する標準データ形式として使用する。例えば、土工機械、発電セットなどの用途の機関に適用する。この規格は、実験室及び現地での測定に適用する。

追加の要求規定[例えば、職業上の健康及び安全にかかる規制、発電プラントのじんあい(塵埃)にかかる規則など]が適用される機械に使用される機関には、追加のテスト条件及び特別な評価法を適用することがある。

**備考1.** 排気排出物の試験結果は明確に提出し、排出物試験結果を導き出すすべての情報を含めるものとする。精度分析又は不確かさの分析は、使用する試験システム及び評価する機関に関する実験室で行うのがよい。使用測定装置、大気条件、機関性能及び使用燃料は、記録することとする。この規格では、使用する燃料の種類に関係なく、記録すべきデータを推奨している。

この規格で推奨するデータ形式は、JIS B 8008-1又はJIS B 8008-2を使って、それぞれ排出物を測定するときに使用するもので、既存のデータ形式と相反したり、置き換わることを意図したものではない。

JIS B 8008-1又はJIS B 8008-2に規定されているように、排出物結果は、“g/kWh”(優先)又は“g/m<sup>3</sup>”で表すものとする。検査者によっては、結果を特別な計測単位で表すことを要求することがあるので注意が必要である。この場合は、試験の前に計測単位を決定しておくことが望ましい。

2. この規格で定義する標準報告形式は、あらゆる種類の内燃機関に適用することをねらいとしているため、項目の中には、特定の機関及び/又はある種の試験(特に現地での測定)には必要でないものもある。また一方で、試験の目的によって追加の項目が必要となる場合もある。報告すべき項目の追加及び削除は、関係当事者間の合意に基づくこととする。
3. この規格の対応国際規格を次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、ISO/IEC Guide 21に基づき、IDT(一致している)、MOD(修正している)、NEQ(同等でない)とする。

ISO/DIS 8178-6 : 1995 Reciprocating internal combustion engines—Exhaust emission measurement—Part 6 : Test report(IDT)